

障害を理由とする差別の解消に向けた取組について

障害者差別解消法（以下「法」という。）が平成28年4月1日から施行されており、本市においては、平成28年1月に策定した「京都市対応要領」に基づき庁内の取組を進めるとともに、市民・事業者への啓発活動を行っていますので、これらの取組状況を報告いたします。

1 「京都市対応要領」に基づく取組

本市が事務事業を行うに当たり障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供）をすることのないよう、法第10条に基づき全庁を対象とした「京都市対応要領」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領）を平成28年1月28日に策定・公表し、これにより庁内の取組を進めている。

(1) 職員の研修・啓発（法の趣旨及び対応要領の周知、障害に関する理解の促進）

ア 各局区等への「京都市対応要領」策定時の周知等（27年度）

- 「京都市対応要領」策定の通知と併せて、各所属・各職員（市立学校園・教員を含む）にそのポイントを周知すること（職場研修の実施等を含む）等を依頼（28.1月）
- 法の趣旨等に関して、啓発リーフレットの市民等への配布の協力依頼（窓口職場での配架等）と併せて、職員への周知に活用するよう依頼（28.3月）
- 合理的配慮等に関する「事例集」について、「京都市対応要領」と併せて活用するよう依頼（28.3月） など

イ 庁内研修等の実施（28年度）

- 憲法月間（5月）における局区等研修において、「障害」（手話を含む）をテーマに取り上げるよう依頼（28.4月）（実績：83件（計2,346人））

※ 他にも、学校園の管理職向け研修の実施（実績：264人）など

<予定>

- 全庁を対象とした研修の実施（28.12月に障害者団体等の協力を得て実施）
- 人権月間（12月）における取組のほか、新任主任研修（11月）、基本理念研修（1月）、各教職員研修等（人事課等と協議中）

○ 庁内会議（みやこUD推進主任連絡会議等）等を活用した情報提供など

(2) 相談への対応（障害者やその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談）

＜相談対応件数＞

11件（28.7.20現在）

〔文化市民局 2, 区役所・支所 2, 交通局 1, 教育委員会 6〕

＜内容＞

別紙1「相談への対応状況」参照

＜参考＞

- * 本市では、本市の所管する事務事業に関わるものについて対応（民間事業者の対応等）に関する相談については、京都府が相談体制を整備）
- * 当該事務事業を所管する課等（所管課等）が相談窓口となることが基本（相談者が所管課等に相談しにくい場合は、障害保健福祉推進室が受けて調整）
- * 庁内の相談対応事例等の情報は、障害保健福祉推進室が集約・整理し、各局区等にフィードバックすることで、庁内全体の取組を推進
- * 法第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会（地域の関係機関等が、相談事例等に係る情報共有・協議を通じ、取組に活かしていくためのネットワーク組織）の役割を付加する「京都市障害者自立支援協議会権利擁護部会」での協議結果も取組に活用（平成28年度の初回会議を8月上旬に開催予定。構成は、障害者や家族の団体、弁護士等の専門職、5圏域の地域自立支援協議会等に、本市、府、京都人権擁護委員協議会、京都市社会福祉協議会が新たに加わる。）

(3) 環境の整備（合理的配慮を的確に行うための施設、制度、体制等の整備）

各局区等において、みやこユニバーサルデザインの推進に準じた考え方により、環境の整備を進めていく。

＜最近の取組例＞

- 全ての区役所・支所への磁気誘導ループの設置（28年度～（拡大））
- 地下鉄駅無人改札口への双方向カメラを活用した聴覚障害者との筆談機能を有する「IC対応型多機能インターホン」の設置（平成28年度に、四条駅及び京都駅に設置予定）
- 中央図書館におけるデージー資料（視覚障害者等のためのデジタル録音図書）の貸出（平成27年度～）及びデージー図書再生機の貸出（平成28年度～）
- 市立小中学校における音声認識システムの試行導入（平成28年度予定）

- その他、新たに、イベント等における手話通訳や要約筆記の配置、窓口での耳マークの掲示、計画冊子の点字版等の作成、 など
- ※ 京都市手話言語条例の施行（28年度～）にも留意

2 市民・事業者への啓発活動

別紙2「障害者差別解消法の施行に関する周知・啓発」参照

京都市における相談への対応状況(障害者やその家族からの障害を理由とする差別に関する相談)

平成28年7月20日現在

【文化市民局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	28.5月 (終結)	【視覚, 男性, 本人】(本市の事務事業に関わらないもの) 固定電話の新たな機器設置と接続工事のサービスについて、自筆で署名できなければ対応できないと言われたため、機器を取りにいき自分で接続することになった。合理的配慮に欠ける対応と 思われるので、しかるべき機関に伝えてほしい。	障害保健福祉推進室が所管課から報告を受け、国(総務省)及び府に概要を伝えた。
2	28.6月 (終結)	【内部, 男性, 本人】(指定管理者) 運動公園で陸上競技大会を観戦したいが、心臓に障害があり、長い距離が歩けないため、競技 場に近い公園内の駐車場を利用したい。 車いすマークの駐車スペースを障害者専用にしたり、予約制にしたりできないのか。	次のことを説明した。 ①現在の障害者優先の駐車スペースは、専用ではなく、予約も受け付けていないこと。 ②すぐには対応できないが、意見を踏まえ検討を進めること。

【区役所・支所】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	28.4月 障害保健 福祉推進 室が受理 (終結)	【肢体・難病, 女性, 本人】 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度を利用して、必要な物品を購入したい。 生活保護を受けているため、区役所の担当課にこれらの物品が必要であることについて副申書を 作成するよう依頼したが、一部しか応じてもらえない。障害者の生活の実情を理解しない配慮を欠 く行為である。	法の趣旨を踏まえたうえで、生活に最低限必要かどうかを所管課が個別の状況に応じて判断したものである 旨を説明した。
2	28.5月	【視覚, 男性, 本人】 会議室の利用予約について、受付開始が利用日の前月1日からとなっているが、1箇月前倒しし てほしい。視覚障害者の場合、会議の開催案内等を点字で作成する作業に1～2週間かかるの で、案内等の送付が遅くなる。特別扱いではなく、運用そのものを変えてほしい。	庁舎のメンテナンス日程、選挙等での利用など、関係 機関との調整を図り、十分な周知期間を取ったうえで、 要望内容を実現する予定である。

こうつうきょく
【交通局】

No	じゅりつき 受理月	そうだん しゅし 相談の趣旨	たいおう 対応
1	がつ 28.4月	【精神・内部, 男性, 本人】 ふちようのためし ゆうせんせき すわ 不調のため市バスの優先席に座っていた。はくじょう も じよせいがじょうしや 白杖を持った女性が乗車してきて、ほどなく、じぶん 自分に む うんてんしがふくすうかい ゆうせんせき ゆず 向け運転士が複数回「優先席を譲ってください」とのアナウンスをおこな うんてんし うんてんし 運転士にアナウンスをやめるよう求めたところ、ほかのじようきやく や じ が、と ぶ 他乗客から野次が飛ぶなどした。 しやないのいごちがあっか あらた ごかいをとくしやざい 車内の居心地が悪化したため、改めて誤解を解く謝罪のアナウンスを求めたが、ことわ これは、ごうりてきはいりよをかくこうい さべつ 合理的配慮を欠く行為であり、差別ではないか。たいおう 対応できなかった理由についても説明を もと 求める。	つぎ 次のことを説明した。 ①アナウンスはとく そうだんしや む おこなった ①アナウンスは特に相談者に向けて行ったものではないこと。 ②そうだんしや しょうがい ゆう いしひようじ うんてんし ②相談者から障害を有する意思表示がなく、運転士を さつえい はじ うんてんし じようきょうをりかい スマホで撮影し始めるなど、運転士が状況を理解でき じようきょう りゆう する状況になかったこと。

きょういくいいんかい
【教育委員会】

No	じゅりつき 受理月	そうだん しゅし 相談の趣旨	たいおう 対応
1	がつ 28.4月 しゅうけつ (終結)	【肢体, その他(匿名)】(市長への手紙) そうごうしえんがっこう 総合支援学校のスクールバスをノンステップバスにしてほしい。	しょかんかきようらんしより 所管課供覧処理 (とくめい ようぼう とく せつめい もと (匿名の要望であり、特に説明などを求められたものではない。) 【補足】ざせきすうがきよくたん すく 【補足】ノンステップバスは、座席数が極端に少なくなる ので、じどうせいとがじようしや うんてんし 安全面につ いてはかいじょいんをはいち たいおう いては介助員を配置し対応している。
2	がつ 28.4月 しゅうけつ (終結)	【肢体, 女性, 本人】 しょうがいがくしゅうせ せつ でんどうくるま にゆうじよう 生涯学習施設に電動車いすで入場しようとしたところ、バリカーの隙間が狭く入場できない。イン ターホンがないため、しよくいん よ て だ て 職員を呼ぶ手立てがない。	じてんしや しんにゆう よ ぼう 自転車やバイクの侵入を予防するために置いている植 くさい い ち か 栽のプランターの位置を変えて、かいぜん はか 改善を図った。 い ご こうじようてき しんにゆうろをかくほ やくそく 以後も恒常的に進入路を確保することを約束した。イン ターホンの設置は、せつち よさんてきなかい かくやく ターホンの設置は、予算的な課題もあり、確約はできな い むね せつめい 旨を説明した。

3	28.4月 (終結) 【知的、男性、その他(高次脳機能障害者支援センター)】 保護者から以下の相談を受けた。 ①育成学級で知的障害の子どもと一緒に授業を受けることに不満を感じている。学校とはあまり波風を立てたくないが、どうすればよいか。 ②修学旅行の看護師の付添いについて、学校の承認を得たが、学校と病院の調整がうまくいかなかったため、子どもの事情を理解しているヘルパーに付添いをしてもらいたい。どこに言えばよいか。	①については、遠慮なく学校に相談すればよいこと、学校に伝えて相談の準備を整えることもできることを回答した。 ②については、ヘルパーの付添いが不可であることから、学校側で看護師を探して対応した。相談者も納得され、修学旅行は無事終了した。
4	28.4月 (終結) 【肢体・知的、女性、家族】 排尿障害と移動困難がある。今年度から育成学級から普通学級に転級することになったが、総合育成支援員が付くのは週3日であり、支援員が付かない日や時間に不安がある。 支援してくれるボランティア等もなかなか見つからない。	学校に連絡し、支援を増やす方法がないか相談・検討していくこととなった。(ボランティア名簿の掲載者に連絡したり、学校のHPに広告を掲載したりした結果、ボランティアが見つかり、支援に入ってもらうことになった。)
5	28.5月 (終結) 【知的、その他(相談を受けた方)】 ・放課後に児童館に行く総合支援学校の子どもがいる。スクールバスのバス停から児童館まで100mほどあり、ヘルパーが見つからないため、母親が仕事を中抜けして対応しているが、児童館の前までバスで送ることはできないのか。 ・バス停を児童館の前にすることが難しいのであれば、付添ヘルパーの紹介はできないか。	次のことを説明した。 ①当該児童館の前の道は狭く、カーブが急なため、大型バスの通行は不可能であること。 ②バス停の位置の変更は、年度途中は困難であり、また、通行の妨げとなるなどの問題もあること。 ③ヘルパーの紹介は当課からはできないこと。
6	28.5月 (終結) 【肢体・知的(重度重複)、男性、その他(学校)】 保護者から「寝たきりの息子(弟)を兄の運動会に連れて行きたい。(ヘルパーには半日しか見てもらえないので、連れて行かないと運動会を最後まで見れない。)」との相談があった。 弟を連れてこられるなら、保健室にいてもらうのがよいが、運動場は見るができない。どう対応したらよいか。	学校が保護者(母)の思いを聞き取ったうえで、学校として最大限の支援をすることを伝えた。在宅治療をしており、家から長時間出られるような状況ではなく、また、家族の協力もなかなか得られない状況であったため、最終的には運動会には連れてこられなかった。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう せこう かんするしゅうち けいはつ
障害者差別解消法の施行に関する周知・啓発

しみん じぎょうしゃ むけ たしゅうちけいはつ
＜市民・事業者に向けた周知啓発＞

- 1 平成27年度及び平成28年度に実施した主なものは、以下のとおりである。
- 2 今後とも、あらゆる機会を捉え法施行についてアピールし、関係団体とも連携を図りながら、法の理念の周知・浸透を図っていく。

1 リーフレット・ポスター

- 障害者差別解消法啓発リーフレット (3万部作成)
 - ・ 本市の窓口・関連施設、関連団体等 (約500箇所) に置くほか幅広く配布 (28. 2. 29～)
 - ・ 障害福祉サービス事業所 (約800) に送付 (28. 4. 5)
 - ・ 市内業界団体及び企業等 (約6, 000) に送付 (28. 4. 18～ (「きょう☆COLOR」と併せて送付))
- ※ 京都市手話言語条例啓発リーフレットも作成・配布 (1万部作成。28. 6. 17～)
- 障害者差別解消法啓発ポスター
 - ・ 市バス全車両、地下鉄全車両、駅構内に掲示 (28. 4. 1～ (1箇所以上))
 - ・ 本市の窓口・施設等に掲示 (28. 4月～)

2 本市の媒体

- ホームページ (京都市情報館)
 - ・ ページの開設「障害を理由とする差別の解消の推進」 (28. 1. 15)
 - ・ トップページに法施行に関するバナーの掲載 (28. 3. 2)
- 市民しんぶん
 - ・ 法施行に関する情報の掲載 (全市版28. 3月号・4月号・8月号)
- 市人権情報誌等
 - ・ 「人権レポート」に市の取組状況を掲載 (28. 4. 18 3, 000部 (区役所、図書館等))
 - ・ 「きょう☆COLOR」(5月号) に法の趣旨等に関する記事掲載 (28. 4. 18発行。18, 000部。市施設、関係団体、企業等へ配布)
 - ・ 「PTAしんぶん」(5月号) に法の趣旨等に関する記事掲載 (100, 500部)
 - ※ 7月号には手話条例に関する啓発記事を掲載 (100, 500部)
- 電光掲示板
 - ・ 市役所前、ゼスト御池、京都駅前の電光掲示板に法施行情報の掲示 (28. 4. 4～5. 1)

3 新聞・ラジオ

- 京都新聞等
 - ・ 京都新聞「福祉ナウ」のコーナーに法概要について記事掲載 (28. 4. 4)
- KBSラジオ等
 - ・ KBS ラジオのスポット放送「パブリックライン」「ちょこっと情報京都」 (28. 3月 (3回))

- ・ KBS ラジオ「大作・英樹のだいすき☆京都」, αステーション「MAYOR TALKS☆KYOTO」(28.3.26)
- ・ KBS ラジオ「明日への歩み」で法施行の紹介と当事者によるエピソード等を放送(28.5.22, 29)

4 シンポジウム・講座、研修講師派遣

○ シンポジウム・講座

- ・ 「企業向け人権講座」でシンポジウムを開催し、法施行に向けて企業、人権擁護委員、当事者、行政による取組の紹介・討議等(28.1.29 129名)

※ 「障害」をテーマとした「企業向け人権講座」は、29.1月にも関係団体等と連携して実施予定

- ※ 京都市手話言語条例制定を記念し、「手話に触れてみよう！市民のための手話学習会」を開催し、経過説明、手話劇、手話ワンポイントレッスン等(28.6.18 参加者数：250名)

○ 講師派遣

- ・ 「人権啓発サポート制度」「京都市政出前トーク」等により、企業、団体等の研修等に講師を派遣(27年度：7件、約330名、28年度実施済：6件、約370名(28.6.20現在))

○ ほほえみ交流活動支援事業

- ・ 手話や車いすなどの障害体験講習会などを学校等と協働で実施する障害者団体に対し、開催経費等の助成や側面的支援を行う「ほほえみ交流活動支援事業」を実施
27年度：59件(体験・交流学习＝47件、出前講演＝12件)
28年度：28件(体験・交流学习＝22件、出前講演＝6件)(7月現在)

5 イベント等における周知等

○ ほほえみ広場

- ・ 梅小路公園で開催(当事者団体が参加する実行委員会と共催)する「ほほえみ広場」で啓発ティッシュの配布、クイズの実施等(27.10.17 7,600名が参加)

○ 障害者週間の街頭啓発

- ・ (公社)京都市身体障害者団体連合会、(福)京都市社会福祉協議会と共同実施。主要ターミナル等で啓発ティッシュの配布等(27.12.3～9 6,000部を配布)

○ 憲法月間人権パレード

- ・ 京都市PTA連絡協議会が主催する人権パレードに参加し、リーフレットの配布等(28.4.16)
※ 京都市手話言語条例についても併せて周知

○ 人権啓発パネル展

- ・ 「人権啓発パネル展」でのパネル展示及びリーフレット配布(ゼスト御池。28.5.9～5.16)

○ はぐくみ情報展(予定)

- ・ 京都市立総合支援学校PTA連絡協議会及び校長会、教育委員会が主催する「はぐくみ情報展」(障害のある子どもたちの自立に向けた配慮や理解について情報発信を行う)において、法及び手話条例に関するパネル展示及び啓発リーフレット配布等を予定(みやこめっせ。28.12.10)